

デジタルサイネージ設置・運営業務仕様書

1. 業務名

デジタルサイネージ設置・運営業務

2. 業務概要

本業務は、デジタルサイネージを設置し、小牧市民病院利用者に対し、小牧市民病院（以下「当院」という。）に関する情報及び診療待ち時間の負担軽減に資する気象情報やニュース等の各種情報（以下「情報コンテンツ」という。）を作成・配信すると共に、民間企業等の広告主を募集し、広告（以下「民間企業等の広告」という。）を放映する。

3. 期間

令和6年12月1日から令和13年11月30日（7年間）

4. 貸付面積

1.4 m²

5. 業務内容

(1) デジタルサイネージの機器の設置及び撤去

① デジタルサイネージは以下の場所に設置する。なお、施工にあたり、設置する物品リスト及び配線ルート・配線方法等を記載した資料を提出し、承諾を得た上で施工すること。

- ・ 診療棟 2F 総合案内東側 1台(0.25 m²程度)
- ・ 診療棟 2F 総合案内東側デジタルサイネージ用パネル内 3台(貸付面積には算定しない)
- ・ 診療棟 2F 総合待合 1台(0.28 m²程度)
- ・ 健診センター棟 1F ロビー 1台(0.8 m²程度)

* 別添図面及びデジタルサイネージパネル施工図を参照のこと。

② 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行うこと。

③ 機器の規格その他詳細は「6. 機器の規格等」に従うこと。

(2) デジタルサイネージの運用

① 情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信するものとする。

② 情報コンテンツ及び民間企業等の広告の内容及び配信時間は「7. 配信するコンテンツ」に従うこと。

(3) デジタルサイネージの機器保守

① 機器の故障や情報コンテンツ及び民間企業等の広告に障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、速やかに人員を派遣して状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。

② 機器故障等の緊急窓口として 365 日 24 時間受付の窓口を有すること。

6. 機器の規格等

(1) 診療棟 2F 総合案内東側 (1台)

- ①民間企業等の広告配信用としてタッチパネル機能を搭載したものを設置する。ディスプレイの画面サイズは55型以上とし、解像度がフルハイビジョン(1920×1080)以上にすること。
- ②フレーム全体の大きさは縦250mm×横1,000mm×高さ2,100mm程度とし、電気亜鉛メッキを施した鋼板(S E C C)加工とすること。また、フレームの角が鋭利とならないよう、加工を施すこと。設置するデジタルサイネージ等のフレームについてはISO9001を取得した事業者にて製作すること。
- ③当院が提示する連携医療機関の基本情報(医療機関名称、診療科目、住所)の表示を行い、タッチ機能を利用し、地域、診療科目の順に検索できる機能を有すること。また、モバイル端末からQRコードを介したアクセスを可能とし、地域・医療機関名・症状などを入力することで検索が可能なものとする。構築したサイトは当院の希望があった場合、当院ホームページ等で利用できるものとする。
- ④既設インフォメーションボードを当院が指定する場所へ移設すること。

(2) 診療棟 2F 総合案内東側デジタルサイネージ用パネル内 (3台)

- ①医師名簿、施設基準等の病院情報を表示している既存ディスプレイ3台(壁面埋め込み式)に代わるディスプレイを既存のフレームを使用して設置すること。情報コンテンツ及び民間企業等の広告配信としては利用しない。
- ②ディスプレイの画面サイズは65型とし、解像度がフルハイビジョン(1920×1080)以上にすること。

(3) 診療棟 2F 総合待合 (1台)

- ①ディスプレイの画面サイズは50型以上とし、解像度がフルハイビジョン(1920×1080)以上にすること。
- ②情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信するものとする。
- ③ディスプレイの設置方法は壁付けとし、縦250mm×横1,100mm程度で設置すること。なお、壁内に補強材はないため、合板の設置等にて対応すること。

(4) 健診センター棟 1F ロビー (1台)

- ①ディスプレイの画面サイズは50型以上とし、解像度がフルハイビジョン(1920×1080)以上にすること。
- ②情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信するものとする。
- ③ディスプレイの設置方法はスタンド式(0.9m×0.9m程度)とする。

(5) 注意事項

- ①機器の稼働に必要な電気は、当院が供給する電気を使用するものとする。ただし、電気料金については、診療棟 2F 総合案内東側デジタルサイネージ用パネル内(3台)を除き、設置事業者が費用を負担するため、使用電気を測定できるメーター等を取り付けること。
- ②ネットワーク回線の引込みは、当院の許可を得て、設置事業者が費用を負担して行うこと。

- ③機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御及び一括集中管理による外部操作ができること。
- ④地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。
- ⑤機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの（色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等）であること。

7. 配信するコンテンツ

- (1)民間企業等の広告は、当院に関する情報と区別するために広告である旨を明示し、広告に関する一切の責任は設置者に帰属し病院が推奨するものではない旨と、問い合わせ先として設置者名及び連絡先をデジタルサイネージ付近にわかりやすく表示すること。
- (2)情報コンテンツ及び民間企業等の広告の割合は概ね1：3とし、一定時間で自動的に切り替わること。ただし、当院の許可がある場合はこの限りではない。
- (3)情報コンテンツのうち、当院に関するコンテンツは、1か月に1回程度更新の有無を確認し、更新は当院が提供する原稿を基に必要な対応をとること。その他のコンテンツについては適宜見直しを行うこと。
- (4)墓地、墓石、その他葬祭関係事業やアルコール飲料に関するものなど、公立病院内で配信するのに適さない広告は行わないこと。
- (5)音声を生じさせないこと。
- (6)配信するコンテンツは、全て事前に当院の許可を得ること。
- (7)配信時間は、平日7時00分～20時00分（土日祝及び12月29日～1月3日を除いた日）とし、当院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

8. 費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の費用は設置事業者が負担するものとする。

(1)デジタルサイネージ等設置及び運営に関する経費

- ① デジタルサイネージ等機器代（付属品、取付器具、転倒防止品等を含む）
- ② 電源工事、ネットワーク配線等工事費用
- ③ 機器の設置及び撤去費用
- ④ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状回復費用
- ⑤ 修理、保守・メンテナンス費用
- ⑥ 広告募集に関する費用
- ⑦ コンテンツの作成・更新、広告の配信に関する費用
- ⑧ その他費用

(2)建物貸付料・電気使用料

建物貸付料は、賃貸借契約に基づくこととし、当院が定める貸付単価に機器設置のために貸付を受ける面積を乗じて算出する。なお、機器設置の面積に診療棟2F第1立体駐車場通用口前(3台)は含めない。

- ①納付は、当院が発行する請求書に基づき行うこと。
- ②契約の開始または終了が月の途中となる場合の建物賃貸料は、日割計算によるものとする。

9. その他

- (1) 業務の実施にあたり当院から提供された情報は、善良な管理者の注意義務をもって使用および管理とし、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た当院に関する情報（当院が提供した情報を含む。）は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供または業務の実施以外の目的に利用しないこと。
- (3) 業務実施者が都合により業務を継続できなくなった場合は当院の業務に支障とならないように双方の協議の上、事業契約を解約することができる。
- (4) 当院は、事前提示又は配信中の広告主もしくは広告内容が合理的理由で不適切と認める場合は、広告の配信を中止することができるものとする。なお、この場合に当院は、広告主又は設置事業者に対し、一切の賠償の責を負わない。
- (5) 広告内容等に関する責任は広告主及び設置事業者が負うものとし、当院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。また、広告の配信に関する苦情等の対応は全て設置事業者が行うこと。
- (6) 契約上の詳細、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。